

Q.19 「通級による指導」とは、どのようなものですか。

A.19 小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導（自立活動の指導など）を特別な指導の場（通級指導教室）で受ける指導形態のことです。

■ 「通級による指導」の趣旨は

この制度の趣旨は、通級指導担当教員の指導と、それを生かした在籍学級担任教員の指導が、連携して行われることで、この制度を利用する子どもの障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することです。その結果、通級指導担当教員の指導が終了し、在籍学級に適應できることです。

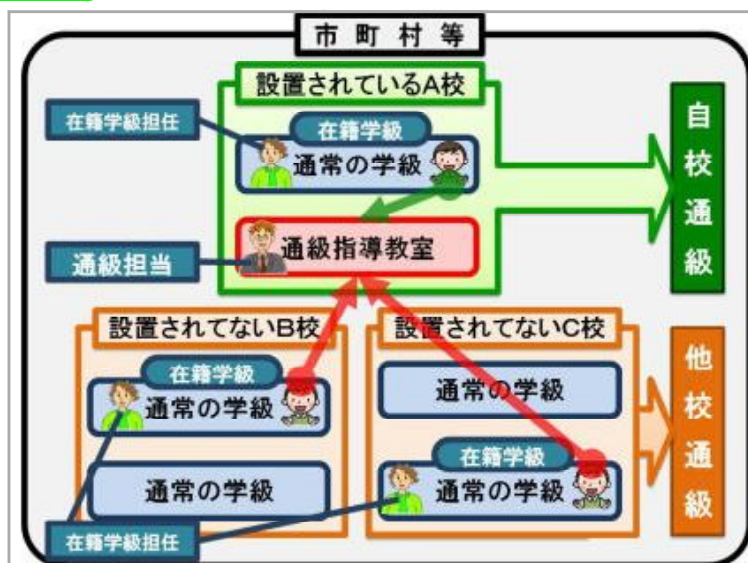
■ 「通級による指導」の概要

「通級による指導」とは、「特別支援学級」とは異なり、小・中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある子どもに対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該の子どもに合わせた特別な指導（自立活動の指導等）を特別な指導の場（通級指導教室）で行う指導形態です（図10）。

一方、特別支援学級に在籍している子どもが通常の学級で学習する場合は、「交流及び共同学習」と呼ばれています。特別支援学級と通常の学級を行き来しているので「通級による指導」と一見似ていますが、ねらいや制度そのものが異なります。

「自校通級」とは、通級指導教室が設置された学校に在籍する子どもが、自分の学校の通級指導教室に通う形態です。

また「他校通級」とは、通級指導教室が設置されていない学校に在籍する子どもが、同じ市町村等の他の学校に設置された通級指導教室に通う形態です。



【図10 通級による指導の概念図】

## ■ 「通級による指導」の創設から現在までの経緯

「通級による指導」に係る主な法改正や審議、通知などについて（→巻末資料）
【平成2年】 ◎「通級に関する調査研究協力者会議」設置
【平成4年】 ◎「通級学級に関する調査研究協力者会議」の審議のまとめ（平成4年3月）
【平成5年】 ◎「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成5年1月28日文部省令第1号） ◎「学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程について定める件」（平成5年1月28日文部省告示第7号） ※「通級による指導」の制度化
【平成14年】 ◎「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成14年5月27日付け14文科初第291号初等中等教育局長通知）
【平成17年】 ◎「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（平成17年12月8日）
【平成18年】 ◎「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成18年3月31日文部科学省令第22号） ◎「学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する件」（平成18年3月31日文部科学省告示第54条） ◎「通級による指導の対象とするのが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（平成18年3月31日付け17文科初第1178号初等中等教育局長通知）

## ■ 対象となる子ども

通級による指導の対象となる子どもについては、「学校教育法施行規則第140条」において、障害の種類が示されており、さらに、障害の種類及び程度、その判断に当たっての留意事項については、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成14年5月27日付け文科初第291号初等中等教育局長通知）において、詳しく示されています。

また、「通級による指導の対象者が適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（平成18年3月31日付け文科初第1178号初等中等教育局長通知）によって、学校教育法施行規則の改正を受け、内容を追加・整理しています。

これらの法令及び通知等で示されている通級による指導の対象となる子どもは、次のようになります。

通級による指導の対象となる子どもは、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱及び身体虚弱者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもので、

**【言語障害者】**

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもので

**【自閉症者】**

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもので

**【情緒障害者】**

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもので

**【弱視者】**

拡大鏡の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

**【難聴者】**

補聴器等の使用によっても通常の話声を理解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

**【学習障害者（LD）】**

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す者で、一部特別な指導を必要とする程度のもので

**【注意欠陥多動性障害者（ADHD）】**

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもので

**【肢体不自由者、病弱及び身体虚弱者】**

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもので

## ■ 障害の判断の留意事項

前述した14年文科初第291号通知において、障害の判断における留意事項として、次のことが挙げられています。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

通級による指導の対象となる子どもは、「通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」であり、「総合的かつ慎重に」判断しなければなりません。通級による指導を実施する場合には、通常の学級における指導のみではその障害の状態の改善・克服に向けた指導を行うことができず、真に一部特別の指導を受ける必要があると判断される場合に実施する必要があります。

## ■ 通級による指導の教育課程について

通級による指導における特別の教育課程については、学校教育法施行規則第140条及び第141条において、示されています。この法令に基づき、通級による指導を受ける子どもは、障害に応じた特別の指導（自立活動の指導等）を、小・中学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えて行うことができます。具体的には、通級指導教室で行われた授業を、在籍校の授業とみなすことができます。

### 第140条

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

～後略～

### 第141条

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

## Q.20 「通級による指導」を学校経営に生かすための支援体制は、どのように整えればよいですか。

A.20 「通級による指導」を学校経営に生かすとは、「通級による指導」を行うことのできる学校としての強みを発揮することです。つまり、子ども一人一人に応じた指導ができる学校を目指した学校経営を行うことです。

そのためには、「通級による指導」を学校経営の方針の中に明確に位置付けて、「通級による指導」の意義を学校の教職員全員が共通理解できるようにします。通級担当の役割を校務分掌上に明確に位置付け、積極的に学校経営に参画させるようにします。あわせて、通級担当を含む教職員の専門性の向上を図ることも必要です。

### ■ 学校全体での情報共有と共通理解

「通級による指導」は、一人一人の子どもの教育的ニーズに合わせた指導を行う仕組みであり、一人一人の子どもを大切にするという、特別支援教育の理念を具現化するものです。通級指導教室が設置された学校や地域は、学校に在籍する児童生徒に対して、「通級による指導」を活用できます。特に、通級指導教室が設置された学校は、様々な障害や困難さのある子どもに対応した教材・教具、指導方法、指導者を有するというような強みをもつ学校ということになります。そこで、「この強みをいかに発揮するか」という校長の学校経営上のビジョンを学校全体で共有するようにします。

まずは、「通級による指導」と在籍学級や学校での指導の関連を明確にし、通級指導教室に通う自校の子ども一人一人が、「通級による指導」を経て、それを終了する仕組みを学校全体で再確認しましょう。具体的には、障害の状態に応じて教育措置の変更（開始・終了）が適切に行われるように、校内就学指導委員会等及び市町村の教育委員会や就学指導委員会との連携協力が必要です。

次に、通級指導教室で重点的に取り組んでいることや、個に応じた支援の方法を通級担当が校内委員会などで説明し、学校全体で共通理解を図ります。特に「通級による指導」で学んだことを、子どもが在籍学級や学校での学習に生かすことができるようにします。

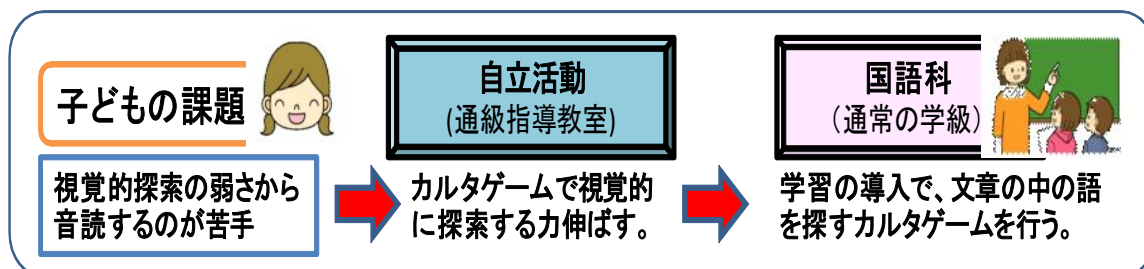
図11は、国語科学習において、音読に時間が掛かり苦手としている子どもに対して、通級指導教室で視覚的に探索する学習を積み重ねながら、在籍学級での国語科学習で文章の中の語を見付ける課題を設定して活動させるという実践例です。通級指導教室で用いているカルタゲームを通常の学級の指導に活用しています。

さらに、全校で実施する行事などでは、子どもが頑張っていることについて、在籍学級担任や同学年を中心に共通理解を図り、学校の教員全員がねらいに即した指導を



行うようにします。このようにすると、教員一人一人が実践を通して特別支援教育への理解を深めることができるとともに、「通級による指導」を生かすことができます。

また、通級指導教室にある教材・教具は、対象の子どものために作成したのですが、実は、その教材が他の子どもにも活用できることもあります。通級指導教室は、教材・教具だけでなく、「授業改善の視点」の宝庫と言えます。



【図11 通級による指導での教材・教具を在籍学級の学習に取り入れる流れの例】

### ■ 通級担当の学校経営への参画

通級担当は、特別な教育的支援が必要な子どもへの指導の専門性を有した教員です。また、校内の特別支援教育を推進する中心的な役割を担うことができる立場であると言えます。通級指導教室で指導を受けている子どものみならず、通常の学級における特別な教育的支援の必要な子どもへの指導を充実させるために、その専門性を活用することができるように、校務分掌に位置付けるとともに、校内委員会の中での役割を明確にして、積極的な学校経営への参画を図りましょう。

例えば、各学級の「気になる子ども」への支援方法を担任と共に考え助言したり、TTとして授業に参加して支援を実際に示したりすることもできます。また、教職員や保護者向けの研修会で講師をするなども考えられます。このように、通級担当が校内の特別支援教育を推進できるような体制を整えることが大切です。

### ■ 校内委員会について

校内委員会は、特別な教育的支援が必要な子どもに対して、学校全体がチームとして支援できるようにするため、その支援及び支援体制について検討する組織です。その構成メンバーと役割は以下の通りです。

#### ① 校内委員会の構成

一般的に、校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、特別支援学級担任、通級指導教室担当、対象の子どもの学級担任などが考えられます。学校の実情や協議する内容によっては、学校内外の関係者を加えることも必要です。

#### ② 校内委員会の役割

以下のようなことが考えられます。

- 気になる子どもの実態把握

- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成
- 個に応じた支援方策の具体化
- 校内研修の企画・運営
- 情報の収集・提供
- 専門機関との連携

校内委員会は、組織として学校の教育活動全体を把握すること（マクロの視点）と、一人一人の子どもや保護者、担任への支援に実際に役立つ具体的な支援方策を検討し、助言・支援しつつ、日常的な情報交換により日々の状況変化を把握すること（ミクロの視点）の両方が必要です。これらを両立させるためには、特に後者の担い手を明確にしておくことが必要です。

### ■ 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターの主な役割は、校内の校務分掌の連絡調整や、保護者に対する相談の窓口、福祉、医療、労働などの関係機関との連携協力など、「連絡調整」にあり、内容は多岐に渡ります。校内の特別な教育的支援の必要な子どもの個別の教育支援計画を作成する際に中心となるべき「キーパーソン」でもあります。特別支援教育に関する高い専門性を有した教員が指名されることから、通級担当との役割分担を明確にすることが、校内における特別支援教育推進のポイントとなります。

具体的には、気になる子ども一人一人の実態把握や各種の指導計画作成への協力、学級担任の指導・支援の具体的な助言などは通級担当が行い、それらを計画的に実施できる校内のシステム作りとその運用は特別支援教育コーディネーターが行うといった方法が考えられます。つまり、前述の「校内委員会」で述べた、「マクロの視点」における組織の担い手は特別支援教育コーディネーターであり、「ミクロの視点」における担い手は通級担当であり、二者が連携を密にすることで、具体的な一人一人への支援がきめ細かくかつ組織的に行えるというような通級指導教室設置校ならではの強みが発揮できます。

### ■ 校内の研修

通級担当や特別支援学級担任に求められる専門性については、以下のような内容があげられます。

- 特別支援教育全般に関する基礎的知識（制度的・社会的背景・動向等）
- 障害種ごとの専門性として、担当する障害のある子どもの心理（発達を含む）や障害の生理・病理に関する一般的な知識・理解や教育課程、指導法に関する知識・理解及び実践的指導力

「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議審議経過報告」（平成22年3月24日）より

これから求められる特別支援学級担任や通級担当、特別支援教育コーディネーターの資質・能力は、次のことが考えられます。

【表7 特別支援教育の推進者に求められる資質・能力】

<b>A 特別支援教育全般や障害に対する知識・理解</b> ① 特別支援教育の現状と課題      ② 障害種別の特性の知識・理解 ③ 通級担当の役割の理解
<b>B 児童生徒理解</b> ① 実態把握の方途      ② アセスメントの方途      ③ 心理検査の理解と実施
<b>C 教室経営、教育課程の編成、指導方法や教材に関する知識と実践力</b> ① 教室の経営      ② 教育課程の編成の在り方 ③ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用      ④ 授業づくり ⑤ 教材教具の効果的な活用
<b>D 保護者・他機関との連携と理解・啓発を図る力</b> ① 保護者や他機関との連携      ② 在籍学級担任との連携 ③ 校内や保護者への理解・啓発
<b>E 教育相談に関する専門性</b> ① カウンセリングの技能      ② 福祉、医療機関などの知識
<b>F 情報を収集し活用する力</b> ① 様々な教育・福祉制度の理解      ② 情報提供
<b>G 人間関係を調整する力や説明力</b> ① ファシリテーション技能      ② プレゼンテーション技能

通級担当に対する研修については、上記の資質能力を育てるために、教育委員会の主催研修や県教育センターの専門研修などを受講すること、校内での研修を積極的に実施することが必要となります。また、校内での研修（校内の全教員を対象とした）については、授業研究、校内研修会などの実施があります。

○ 通級による指導についての授業研究

通常の学級や特別支援学級における授業研究は、学校の研究テーマを実証する授業を中心に実施されていますが、通級による指導の実際について授業研究を実施することも大切です。通級指導教室の授業の内容を公開し、その授業についての協議を深めることで、通級担当の指導力の向上のみならず、同教室の指導を受けている子どもの実態や教育課題が明らかになり、校内全体での共通理解につながるようになります。通級指導教室での授業研究を積極的に実施することが、特別支援教育の推進につながると言えます。また、特別支援学校が「センター的機能」の一つとして研修支援を行っています。近隣の特別支援学校を積極的に活用しましょう。

○ 特別支援教育についての研修会

外部の講師を招いて講義や指導・助言を受けるような研修の形態だけでなく、通級担当などが講師となり、学級担任から具体的な事例を交えながらの話を受け、個に応じた指導やアセスメントなどの方法について積極的にアイデアを出し、各学級での個に応じた指導の在り方や子どもの見方などについての研修を行うといった内容も考えられます。



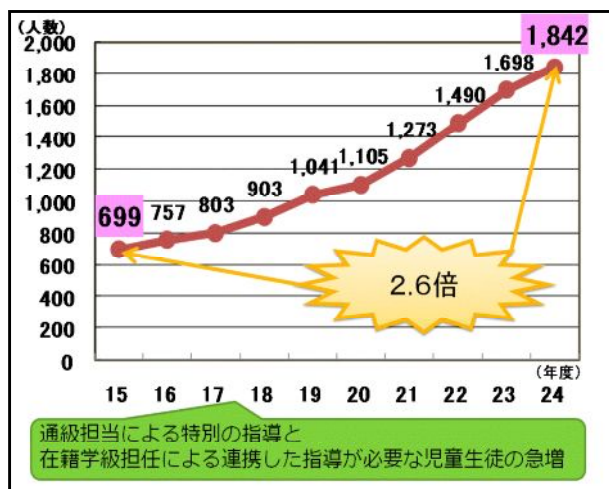
## Q.21 「通級による指導」における福岡県の現状はどうなっていますか。

A.21 通常の学級に在籍し、かつ「通級による指導」における特別の指導を受けている子どもが増加しており、それに伴い通級担当、在籍学級担任も増加しています。このことから、「通級による指導」が重要になってきているという現状です。

### ■ 「通級による指導」における福岡県の現状

全国的に、「通級による指導」を受けている児童生徒数は急増してきています。

福岡県においても、このような児童生徒数は、平成15年度699人から平成24年度1,842人へと、この10年間で2.6倍となっています。(図12) これに伴い教室数も、平成15年度69教室から平成24年度161教室へと2.3倍となっています。このため、通級担当や在籍学級担任も増加してきており、「通級による指導」に関わる専門性の向上が求められています。

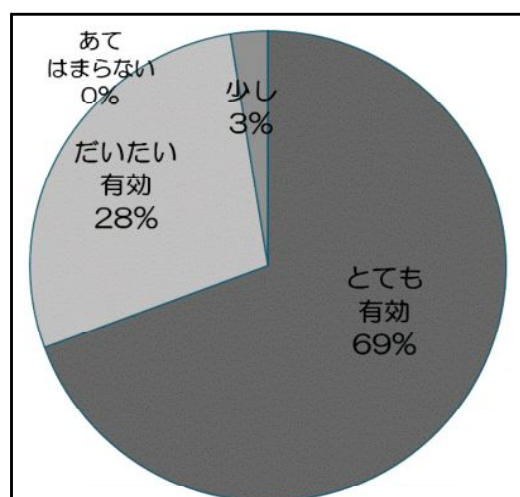


【図12 通級による指導を受けている児童生徒数（福岡県）】

### ■ 通級による指導の有効性について

図13は、福岡県の通級による指導の関係者（通級担当、設置校長、設置校コーディネーター、設置校の在籍学級担任、他校通級の校長、他校通級の在籍学級担任）に対して、「通級による指導は、特別な教育的支援が必要な児童生徒の指導・支援に有効か。」と尋ねた調査（有効回答356名）の結果です。

「とても有効」が69%、「だいたい有効」が28%で、合わせると97%です。



【図13 通級による指導の有効性】

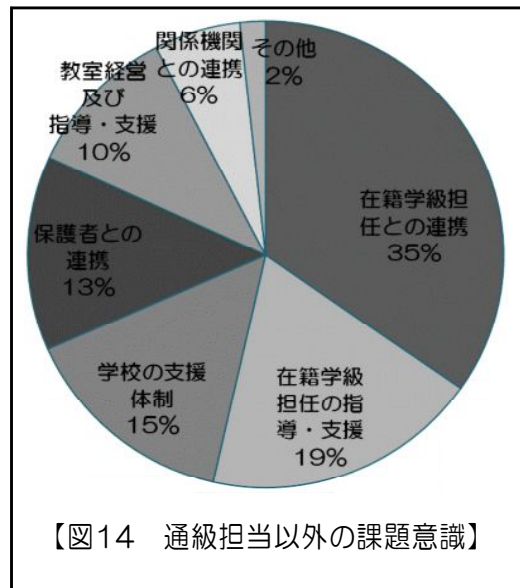
この結果から、特別な指導が必要な子どもに対して「通級による指導」が大変有効である、と実感されていることが分かりました。

### ■ 通級による指導の関係者（通級担当以外）の課題意識

図14は、福岡県の通級による指導の関係者（通級担当以外）に対して、「通級による指導の課題は何ですか。」と尋ねた調査（有効回答579回答）の結果です。

特に課題と考えられている上位の3つは、「在籍学級担任との連携」35%、「在籍学級担任の指導・支援」19%、「学校の支援体制」15%です。

この結果から、「在籍学級担任との連携とそれを生かした指導・支援」と「学校の支援体制」が課題であることが分かりました。特に在籍学級担任の指導・支援を充実させるためにも、通級担当と在籍学級担任の連携が求められています。また、それを円滑に進めるための具体的な学校の支援体制の構築も求められています。



### ■ 通級担当の課題意識

図15は、福岡県の通級担当に対して、「通級による指導の課題は何ですか。」と尋ねた調査（有効回答60校／総数68校、ただし福岡市、北九州市は除く）の結果です。

特に課題と考えられているのは、「在籍学級担任との連携」21%と「教室経営及び指導・支援」21%です。

続いて、「保護者との連携」15%と「関係機関との連携」15%です。

この結果から、「通級指導教室の教室経営や指導・支援」と「在籍学級担任」、「保護者」、「関係機関」との連携が課題であることが分かりました。

関係者（通級担当以外）と比べると、実際に子どもを指導する立場である通級担当にとって、通級指導教室の教室経営と自立活動の指導の在り方が、特に課題と感じられています。また、在籍学級担任との連携だけでなく、保護者や関係機関との連携についても課題と感じていることが分かりました。（→【巻末資料：調査の結果】）

